

しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告主募集要項

1 趣旨

この広告事業は、しまなみ海道自転車道の周辺施設等へ屋外広告掲示していただくことで、しまなみ海道自転車道の料金無料化や自転車道の利用者の利便性の向上等に資する施策の財源確保を行い、しまなみ地域の活性化に繋げることを目的としています。本要項では、屋外広告掲示に係る広告主の募集に関して、必要な事項を定めています。

2 屋外広告を掲示する場所等

番号	屋外広告掲示場所（個別企業型）		掲示箇所
1	サンライズ糸山（中央レンタサイクル）	今治市砂場町2丁目	施設敷地内（4箇所）
2	道の駅「よしうみいきいき館」	今治市吉海町名	施設敷地内（1箇所）
3	道の駅「伯方S・Cパーク」	今治市伯方町叶浦	施設敷地内（4箇所）
4	道の駅「多々羅しまなみ公園」	今治市上浦町井口	施設壁面（2箇所）
5	道の駅「しまなみの駅御島」	今治市大三島町宮浦	施設敷地内（1箇所）
計			12箇所

※掲示場所等は、関係機関との協議等により、一部変更する場合があります。

※掲示場所の詳細な内容は、今治市のホームページで閲覧することができます。

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/cyclecity/>

3 募集の内容等（契約に付する事項）

（1）募集する広告主

屋外広告掲示箇所ごとに、それぞれ1者募集

（2）応募にあたっての留意事項

ア 広告の方法

屋外広告を上記2の施設の掲示スペースに掲示することにより行います。

イ その他

- ・屋外広告の掲示に際しては、今治市広告事業実施要綱、今治市広告掲載基準、しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告掲示取扱要領に従ってください。
- ・掲示しようとする屋外広告は、その内容等について掲示前に今治市の審査を受けなければ掲示することができません。また、今治市からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。
- ・広告主は、今治市が掲示する掲出物件（縦60cm、幅80cm）のうち、全面積の50%となる所定の範囲（縦40cm、幅60cm）内に、基準の範囲内において自由に広告を記載することができます。
- ・掲示広告案の作成は、広告主が行い、作成及び提出に関する経費は広告主が負担してください。

- ・ 掲示広告案は、契約後 10 日以内に電子データ（AI ファイル等）で提出する必要があります。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め今治市に帰属します。
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め、今治市の負担により作成し設置します。
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め、今治市の負担により維持管理を行います。
- ・ 広告主は、屋外広告の掲示にあたって、今治市と契約を締結する必要があります。
- ・ 契約は競争見積によるものとし、屋外広告掲示に関する契約期間は 2 年間とします。

（3）屋外広告掲示期間

令和 7 年 8 月 16 日～令和 9 年 8 月 15 日

4 競争見積参加手続き等

（1）募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 6 月 27 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

配布場所：今治市別宮町一丁目 4 番地 1 市役所第 1 別館 6 階

今治市総合政策部サイクルシティ推進課

なお、募集要項は、今治市のホームページから入手できます。

ホームページアドレス <https://www.city.imabari.ehime.jp/cyclecity/>

（2）提出物

- ・ 見積書（様式 1）
- ・ 競争見積参加資格確認書（様式 2）

（3）見積書提出期限及び提出先

日 時：令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 15 分

提出先：今治市別宮町一丁目 4 番地 1 市役所第 1 別館 6 階

今治市総合政策部サイクルシティ推進課

電話：0898-36-1547

FAX：0898-25-2961

（4）見積書提出等の条件

- ・ 競争見積参加者は、別紙見積書（様式 1）及び競争見積参加資格確認書（様式 2 裏面広告掲示等のチェックリストも含む）を、上記（3）の見積書提出先に持参又は FAX により提出してください。
- ・ FAX により提出した場合は、上記（3）に電話連絡し、着信を確認するとともに、提出期限までに原本を上記（3）の見積書提出先に持参又は郵送にて送付してください。（郵送については、6 月 27 日（金）の消印まで有効とさせていただきます。）

- ・ 競争見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしてください。ただし、金額部分の訂正はできません。
- ・ 競争見積参加資格等に疑義があった場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・ 見積金額は、屋外広告掲示箇所 1 箇所の 1 年当たりの広告料金を記載してください。ただし、見積金額は、30 万円以上（消費税及び地方消費税相当額込の値段）とします。
- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を記載してください。
- ・ 同一者による複数参加は、2 箇所まで可能です。その場合は、見積書を 2 枚提出してください。（同一金額とする必要はありません。ただし、1 枚当たりの見積金額は、30 万円以上（消費税及び地方消費税相当額込の値段）としてください。）
- ・ 別紙見積書（様式 1）の提出にあたっては、希望する屋外広告掲示箇所の優先順位を全箇所記入してください。

5 競争見積参加者に必要な資格

次に該当する場合は、見積参加資格がなく、見積書を提出しても無効となりますので、ご注意ください。

- (1) 今治市から入札参加資格停止措置を受けている者又は今治市から不利益処分を受けている者
- (2) 国税又は地方税を滞納している者

6 契約の相手方の決定

各屋外広告掲示箇所において、次により、それぞれ契約の相手方を決定します。

- (1) 有効な見積書を提出した者で、高い金額を提示した上位 12 者を契約の相手方とします。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 人以上あるときは、見積書提出の受付順とします。（見積書を持参された場合は、受付時間を基準とし、FAX で提出された場合は、FAX の着信時間を基準とします。なお、FAX で提出された場合、後に原本を持参又は郵送しなかった場合は、無効となります。以下の「受付順」の記載は、これと同様の取り扱いとします。）
- (3) 屋外広告掲示箇所の決定にあたっては、競争見積で高い金額を提示した者から順に、提出のあった見積書（様式 1）の希望する屋外広告掲示箇所の優先順位の高い箇所から決定します。なお、同額の提示があった場合には、見積書提出の受付順とします。
- (4) 今治市は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知します。
- (5) 今治市は、契約の相手方が、契約予定決定通知をした 5 日以内までに契約の締結をしないときは、採用の決定を取り消すものとします。

この場合、次点のものから、契約の相手方を追加決定します。

7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方となった者は、今治市と広告事業に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結します。
- (2) 年度別支払額は、令和7年度及び令和9年度は、見積書をもとに掲示期間を日割計算で算出した額とし、令和8年度は見積額と同額とします。
- (3) 今治市の責により、広告掲載を取り消した場合又は広告期間を短縮した場合を除き、広告の掲載料は返還しません。なお、返還する広告の掲載料には、利子を付しません。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (5) 今治市が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本件契約は確定しないものとします。
- (6) 契約後は、契約を行った全ての広告主の企業名等を今治市が設置する下記箇所の合同型掲出物件に掲示します。なお、掲示の順序は、競争見積で高い金額を提示した順とし、同額の場合は、見積書提出の受付順とします。（異なる金額で2箇所契約を行った場合は、高い方の金額の箇所の順番とします。）

番号	広告掲示箇所（合同型）		掲示場所
1	サンライズ糸山（中央レンタサイクル）	今治市砂場町2丁目	施設敷地内
2	宮窪観光案内所	今治市宮窪町宮窪	施設壁面
3	上浦レンタサイクルターミナル	今治市上浦町井口	施設壁面
4	大三島藤公園	今治市大三島町宮浦	施設壁面
計			4箇所

※ 掲示場所等は、関係機関との協議等により、一部変更する場合があります。

※ 1箇所契約していただいた広告主の記載の範囲は、1.0cm×10.2cmです。

2箇所契約していただいた広告主の記載の範囲は、2.0cm×10.2cmです。

※ 掲示場所の詳細な内容は、今治市のホームページで閲覧することができます。

ホームページアドレス <https://www.city.imabari.ehime.jp/cyclecity/>

8 契約条項

別添契約書（案）のとおりです。

9 その他

- (1) 契約していただいた広告主は、しまなみ海道沿線を走行する今治市のレンタサイクルにステッカー（企業名・ロゴマーク等）を貼付できる特典に加え、関連団体のホームページや愛媛県等が印刷するサイクリングマップ等の印刷物へ企業名（ロゴマーク）を記載するとともに、サイクリングイベント等で配布します。また、しまなみ海道自転車道利用促進協議会（愛媛事業部）等が設置するサイネ

ージにて企業広告を放映します。

- (2) 競争見積参加者は、この募集要項、今治市広告事業実施要綱、今治市広告掲載基準、しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告掲示取扱要領を熟読し、遵守してください。
- (3) 本件に要する費用は、競争見積参加者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は、返却しません。

10 問合先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
今治市 総合政策部 サイクルシティ推進課
電話：0898-36-1547
FAX：0898-25-2961
E-MAIL：cyclecity@imabari-city.jp